

義務化への対応、準備はできていますか？

令和8年10月1日から

# 『求職者等に対する セクシャルハラスメント対策』 が義務化されます！



事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

## ①事業主の方針等の明確化 及びその周知・啓発



- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化**し、労働者及び求職者等に周知・啓発する  
※例えば面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の指定等、面談等を行う際の規則等

## ②相談体制の整備



- ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
- ⑤相談窓口担当者（※）が、適切に対応できるようにする

※人事担当者以外を相談窓口担当者とすることも考えられる。

## ③事後の迅速かつ適切な対応



- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

## ④そのほか併せて講ずるべき措置



- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する